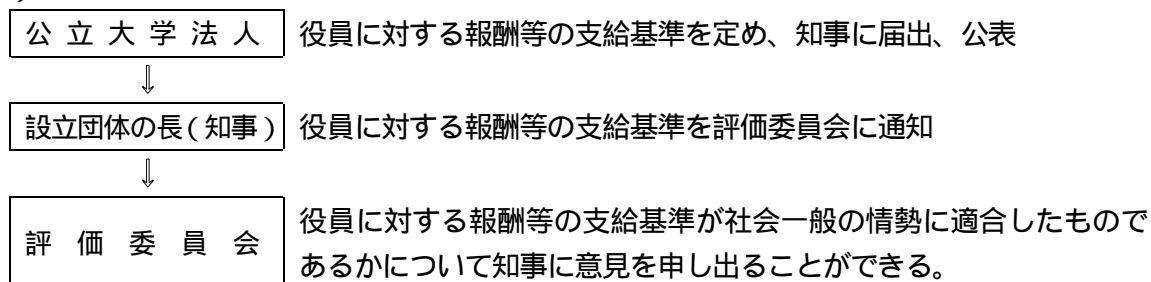


公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準について

1 地方独立行政法人法に定める手続(第56条第1項において準用する第48条及び第49条)



2 公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程の概要

(1) 趣旨

役員の報酬及び退職手当に関し定める。

(2) 役員の報酬

給料	通勤手当	寒冷地手当	期末特別手当	役員手当
理事長(学長を兼務)				
1号給(728,000円)から5号給(994,000円)までの範囲内で定める号給 *3号給(843,000円)を予定 *平成20年度中、公立大学法人化前の学長と同じ特例的減額(6%)を行う。	職員の通勤手当の例による。	職員の寒冷地手当の例による。	公立大学法人化前の学長と同じ支給割合(6月期160/100、12月期170/100)	-
常勤の役員(職員が兼務)				
支給しない。 (職員として給料を支給)	支給しない。 (職員として通勤手当を支給)	支給しない。 (職員として寒冷地手当を支給)	支給しない。 (職員として期末手当を支給)	月額30,000円(管理職手当の支給を受ける者にとっては、これらの手当額の合計額の上限を104,200円とする。) *県を定年退職した者が引き続き常勤の役員に就任した場合には、役員手当は支給しない。
非常勤の役員				
-	職員の旅費の例による。	-	-	日額30,000円

(参考) 公立大学法人化前の学長の給料は、2号給(784,000円)

(3) 役員の退職手当

理事長（学長を兼務）	職員の退職手当の例による。
常勤の役員（職員が兼務）	
下記以外	支給しない。（職員として退職手当を支給）
県の実請に応じ、県を退職（定年退職を除く。）後、引き続き常勤の役員に就任した者が県に復帰するために退職した場合	支給しない。
県を定年退職後、引き続き常勤の役員に就任した者が退職した場合	支給しない。
県の実請に応じ、県を退職（定年退職を除く。）後、引き続き常勤の役員に就任した者が県に復帰しないで退職した場合	県の退職手当条例の例による。（県職員として退職したものと仮定し、法人が支給）
非常勤の役員	支給しない。

(4) 支給方法等

職員の例による。

参 考

【地方独立行政法人法】

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。